

老 振 発 第 1 7 号  
平成13年3月21日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に  
関する基準について」の一部改正等について

今般、指定訪問介護の事業の適正化を図る観点から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第24号）が本日公布され、平成13年4月1日から施行することとされたところであるが、関連通知の改正及び施行に当たっての留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、既に指定を受けている事業者について、速やかに状況を把握し、必要に応じて指導を行う等指導監督に適切を期されたい。

## 記

- 1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正を次のように改正する。

第3の3中(25)を(26)とし、(18)から(24)までを(19)から(25)までとし、(17)の次に(18)として次のように加える。

## (18) 介護等の総合的な提供

基準第29条の2は、基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に当たっては、多種多様な訪問介護サービスの提供を行うべき旨を明確化したものである。指定訪問介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定訪問介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）、又は調理、洗濯、掃除等の家事（家事援助）を総合的に提供しなければならない。また、指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかでない場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。

なお、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。

また、基準第29条の2は、基準該当訪問介護事業者には適用されない。

第3の4(5)中「第25条」の次に「、第29条の2」を加え、「(25)」を「(26)」に改め、「(10)の①」の次に「及び(18)」を加える。

## 2 新規指定申請時の取扱い

訪問介護事業所の新規指定に当たっては、改正省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「新基準」という。）第29条の2を満たす事業運営がなされること、即ち、訪問介護サービスが全般にわたり総合的に行われることを確認するため、申請書の他に、パンフレットや広告の内容、従業員の勤務体制等についても十分に内容を審査することが重要となる。

この際、たとえば当該申請者が特定のサービス行為に関連する他の事業を行っており、訪問介護員の大半が当該他の事業に従事しながら付随的に介護等を行うこととしている場合や、パンフレット、広告等において特定のサービス行為に利用者を誘引するような表示がなされる場合などにおいては、特定のサービス行為に偏ることが容易に想定されるため、指定を行うことは適切ではない。

## 3 既に特定の行為に偏っている指定訪問介護事業者の取扱い

既に訪問介護事業の指定を受けて、サービス提供を行っている事業所においても、新基準第29条の2は適用されるので、提供しているサービスの内容が特定のサービス行為に偏っている場合には、改善指導をし、その結果、速やかに改善が図られないようであれば、事業の廃止指導や指定の取消しを含む厳正な対応が必要である。

また、サービスの内容が特定のサービス行為に偏っているかどうかについては、都道府県又は保険者において請求状況、訪問介護計画や指定訪問介護の提供記録の点検等からサービス実績を確認し、判断することが必要である。

なお、指定を行わない場合や事業の廃止、指定の取消しがなされた場合でも、必要に応じて、当該事業所によるサービスを基準該当サービスとして保険者が給付の対象とすることを妨げるものではない。

○厚生労働省令第二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二條第二項第二号及び第七十四條第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十一日

厚生労働大臣 坂口 力

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の次に次の一条を加える。

（介護等の総合的な提供）

第二十九條の二 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

第四十三條中「第二十五條」の下に、「第二十九條の二」を加える。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(別紙2) 介護会計連則  
様式6

介護サービス事業区分損益計算書  
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(単位:円)

	合 計	医療保険	介護サービス事業区分			
			計	介護施設 サービス	居宅介護 サービス	その他 サービス
<b>【医療損益計算】</b>						
<b>I 医療収益</b>						
1 入院診療収益						
2 外来診療収益						
3 外来診療収益						
4 その他の医療収益						
5 保険査定減						
医療収益合計						
<b>II 医療費用</b>						
1 給与費						
労働組合費						
医師給						
看護職員給						
医療技術員給						
事務員給						
技能労務員給						
文書管理員給						
非常勤職員給与						
退職給付引当金増入						
法定福利費						
2 材料費						
医薬品費						
給食用材料費						
診療材料費						
医療消耗器具備品費						
3 経費						
福利厚生費						
旅費交通費						
職員被服費						
通信費						
消耗品費						
消耗器具備品費						
車両費						
金庫費						
光熱水費						
修繕費						
賃借料						
保険料						
文印費						
請負費						
租税公課						
徴収不能損失						
雑費						
4 委託費						
5 研修費						
研究材料費						
謝金						
図書費						
旅費交通費						
研修費						
6 減価償却費						
建物減価償却費						
建物附属設備減価償却費						
構築物減価償却費						
医療用器械備品減価償却費						
車両船舶減価償却費						
その他の器械備品減価償却費						
その他の有形固定資産減価償却費						
無形固定資産減価償却費						
7 本部費						
8 役員報酬						
医療費用合計						
医療利益						
<b>【経常損益計算】</b>						
<b>III 医療外収益</b>						
受取利息配当金						
有価証券売却益						
進着外給食収益						
その他の医療外収益						
医療外収益合計						
<b>IV 医療外費用</b>						
支払利息						
有価証券売却損						
進着外給食用材料費						

診療等収益					
減価償却					
雑損失					
国外費用合計					
経常利益					
【純損益計算】					
V 特別利益					
固定資産売却益					
補助金・負担金					
その他の特別損失					
特別利益合計					
VI 特別損失					
固定資産売却損					
その他の特別損失合計					
特別損失合計					
引当金当期増減					

(注1) 介護保険適用の療養病床(短期入所療養介護を含む。)の収入については、入院診療収益に表示し、居宅介護サービスについてその他の医療収益に表示する。

(注2) 介護保険事業ごとの増収益と経費用の差額は、「純損益計算」の欄に記入して下さい。  
 なお、総費用が増収益を超過した場合は、その金額の頭に▲を付して下さい。

(別紙3) 介護老人保健施設会計・経理準則

第53号

介護サービス事業別損益計算書  
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(単位:円)

	合 計	介護保健施設 サービス	短期入所 療養介護	通所レクリ テーション	〇〇介護
【施設運営事業損益計算】					
I 施設運営事業収益					
1 介護保健施設介護料収益					
介護報酬収益					
利用者負担金収益					
基本食平サービス費					
2 居宅介護料収益					
介護報酬収益					
利用者負担金収益					
3 居宅介護支援介護料収益					
4 利用者等利用料収益					
介護保健施設利用料収益					
居宅介護サービス利用料収益					
その他の利用料収益					
5 その他の事業収益 (介護報酬査定減)					
計					
II 施設運営事業費用					
1 給与費					
常勤職員給与					
医師給					
看護婦給					
介護職員給					
支援相談員給					
理学療法士又は作業療法士給					
医療技術員給					
事務員給					
技能労務員給					
非常勤職員給与					
医師給					
看護婦給					
介護職員給					
支援相談員給					
理学療法士又は作業療法士給					
医療技術員給					
事務員給					
技能労務員給					
退職給与引当金繰入					
法定福利費					
2 材料費					
医薬品費					
給食用材料費					
施設療養材料費					
その他の材料費					
施設療養消耗器具備品費					
3 雑費					
福利厚生費					
旅費交通費					
職員被服費					
通信費					
消耗品費					
消耗器具備品費					
車両費					
会議費					
光熱水費					
修繕費					
賃借料					
保険料					
交際費					
諸会費					
租税公課					



(別紙4) 指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理通則

指定訪問看護事業費

介護サービス事業区分別会計計算書  
 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(単位:円)

【事業別益計算書】	合計	国民保険	介護保険事業		
			計	訪問看護	訪問看護 ○○指定
I 事業収益					
1 老人訪問看護療養費収益					
2 訪問看護療養費収益					
3 老人訪問看護利用料収益					
老人訪問看護基本利用料収益					
老人訪問看護その他の利用料収益					
長時間利用料収益					
休日、時間外利用料収益					
交通費収益					
その他のサービス利用料収益					
4 訪問看護利用料収益					
老人訪問看護基本利用料収益					
老人訪問看護その他の利用料収益					
長時間利用料収益					
休日、時間外利用料収益					
交通費収益					
その他のサービス利用料収益					
5 その他の事業収益					
合 計					
(老人保健基金定額)					
(国民保険等査定額)					
II 事業費用					
1 給与費					
常勤職員給与					
看護婦給					
理学療法士又は作業療法士給					
事務員給					
非常勤職員給与					
看護婦給					
理学療法士又は作業療法士給					
事務員給					
退職給与引当金繰入					
法定福利費					
2 材料費					
指定老人訪問看護・指定訪問看護材料費					
医薬品費					
その他の材料費					
指定老人訪問看護・指定訪問看護消耗器具用品費					
3 経費					
福利厚生費					
旅費交通費					
職員被服費					
通信費					
消耗品費					
消耗器具用品費					
車両費					
会議費					
光熱水費					
修繕費					
賃借料					
保険料					
文印費					
贈金費					
租税公課					
徴収不能損失					
雑費					
4 雑費					
委託費					
5 研習費					
謝金					
図書費					
旅費交通費					
研修雑費					
6 減価償却費					
建物減価償却費					
建物附属設備減価償却費					
構築物減価償却費					
医療用器械備品減価償却費					
車両船舶備品減価償却費					
その他の器械備品減価償却費					



その他の有形固定資産売却損 無形固定資産売却損 7 不明費 8 役員報酬 役員報酬 専業利益(又は専業損失)				
【繰上調整計】				
III 専業外収益 1 受取利息配当金 2 有価証券売却益 3 職員給与収益 4 その他の専業外収益  IV 専業外費用 1 支払利息 2 有価証券売却損 3 職員給与費用材料費 4 貸倒損失 5 雑損失 経常利益(又は経常損失)				
【繰下調整計】				
V 特別利益 1 固定資産売却益 2 その他の特別利益  VI 特別損失 1 固定資産売却損 2 その他の特別損失 繰引前当期純利益(又は繰引前当期純損失) 法人税等 当期純利益(又は当期純損失) 前期繰越利益(又は前期繰越損失) 当期未処分利益(又は当期未処分損失)				

(注1)介護保険の訪問看護受収益、利用料収益は、「I 専業収益」の1 老人訪問看護受収益、3 老人訪問看護利用料収益に表示する。  
 (注2)介護保険の訪問看護に要する材料費は、「II 専業費用」の「2 材料費」に表示する。  
 (注3)介護保険事業ごとの受収益と総費用の差額は、「純利益計算」の欄に記入して下さい。  
 なお、総費用が受収益を超えた場合は、その全額の額に▲を付して下さい。

介護サービス事業区分事業活動計算書  
 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

指定非営利活動法人

(単位:円)

(事業活動計算)	合 計	介護保険外 の事業	介護保険事業		
			計	相互訪問介護	福祉施設受託
事業活動収入 入会金収入 会費収入 事業収入 居宅介護料収入  補助金等収入 負担金収入 事業活動収入計 事業活動支出 事業費 給料手当 臨時雇用資金 退職金 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 雑費 租税公課 負担金 助成金支出 寄付金支出 委託費 雑費 管理費 役員報酬 給料手当 退職金 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 雑費 租税公課 負担金 寄付金支出 支払利息 雑費 減価償却費 建物減価償却額 車両運搬具減価償却額 引当金繰入 退職給付引当金繰入額 事業活動支出計 事業活動収支差額					
事業活動外収入 寄付金収入 雑収入 事業活動外収入計 事業活動外支出 支払利息 雑費 事業活動外支出計 繰上収支差額					
特別収入 特別収入計 特別支出 固定資産売却損 車両運搬具売却損 特別支出計 当期活動収支差額					

(注) 介護保険事業ごとの税収金と経費用の差額は、「經常収支差額」の欄に記入して下さい。  
 なお、経費用が総収益を超えた場合は、その金額の頭に▲を付して下さい。

按分方法の説明

(別添6)

(1) 「執務時間割合」「職種別人員配置割合」「看護・介護職員割合」及び「届出人員割合」

職 種	合 計	医療等の 介護外の事業	介 護 保 険 事 業			
			計			
管理若しくは施設長						
医師						
看護職員 (看護婦(士)、准看護婦(士))						
介護職員 (介護福祉士を含む) 生活・相談指導員 (社会福祉士も含む)						
理学療法士						
作業療法士						
医療技術員						
栄養士						
調理員(調理師を含む)						
事務職員						
上記以外の職員						
合 計						
別 合	100%					

- ア 施設あるいは事業所の単位で、勤務表や業務日報等から「執務時間」を記入する方法を「執務時間割合」による按分という。
- イ 「執務時間割合」の算計が困難な場合は「実際配置人員」で記入することもできる。
  - ① 上記表の合計欄の割合で按分する方法を「職種別人員割合」という。
  - ② 看護職員及び介護職員の職種別の割合の合計の割合で按分する方法を「看護・介護職員配置割合」という。
- ウ 「執務時間」を「届出人員」で記入し、按分する方法を「届出人員割合」という。
- エ 各種種の給与ごとにアの方法で記入した割合で各種種別に按分する方法もある。

(2) 建物床面積割合

設 置 箇 所	合 計	医療等の 介護外の事業	介 護 保 険 事 業			
			計			
居室・療養室・病室						
専用	m	m	m	m	m	m
共用						
計						
診療室						
専用						
共用						
計						
機能訓練室						
専用						
共用						
計						
談話室						
専用						
共用						
計						
食 室						
専用						
共用						
計						
浴 室						
専用						
共用						
計						
レクリエーションルーム						
専用						
共用						
計						
テイルーム						
専用						
共用						
計						
その他						
専用						
共用						
計						
雑室面積合計						
専用						
共用						
計						
別 合	100%					

- ア この面積は、利用者が使用する部屋を対象とする。
- イ 建物の設計図等から各事業ごとに専用の部屋面積を記入する。
- ウ 共用の面積は、利用者数や利用時間等の使用割合を見積り、その使用割合を共用面積に乗じた数値を記入する。
- エ 居室には、事務室や給食室が含まれていないが、上記諸室の対象面積とすることは差し支えない。  
対象面積とする場合は、その他の共用の欄に記入する。